

# 令和8年度 太宰府市 会計年度任用職員 募集要項

## 【介護認定調査員】

### 1 職種及び募集人数

職種	募集人数	職務内容
介護認定 調査員	3人	要介護認定に係る訪問調査の実施（調査の日程調整、調査実施、調査票作成 等) ※災害が発生し、第三配備体制になった場合は、災害対応業務に就いていただきます。

### 2 基本的な勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務日数	週5日
勤務時間	原則として月曜日から金曜日の8時30分から17時（休憩時間を除く7時間45分）
勤務場所	太宰府市役所（太宰府市觀世音寺一丁目1番1号）
給料・報酬	月額263,834円～274,858円（地域手当込み）
諸手当	期末手当、時間外手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件にあてはまる場合に支給されます。
休日	週休日（原則として、土・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（年間最大20日） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用（連続する通算期間が1年を超えた場合は、福岡県市町村職員共済組合の加入となります。）
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかを適用（連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用となります。）
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務など服務上の規程が適用されます。

### 3 採用試験内容

試験内容	書類選考及び面接試験
試験日程	令和8年1月下旬 ※詳細は受験票に記載し、申込者本人にお知らせします。
試験会場	太宰府市役所 ※詳細は受験票に記載し、申込者本人にお知らせします。

#### 4 受験資格及び受験申込

受験資格	<p>地方公務員法第16条の規定に基づき、次の項目に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなるまでの人</li> <li>・太宰府市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li> </ul>
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員の有資格者（雇用時資格取得予定者を含む）</li> <li>・介護認定訪問調査員の経験がある人又は認定調査員新任研修を受講した人</li> <li>・普通自動車運転免許　・パソコンの基本的な操作が可能であること</li> </ul>
受付期間	令和7年12月23日（火）～令和8年1月16日（金）必着
申込方法	太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書（ホームページに掲載）に必要事項を記入の上、提出物を添えて、下記の申込先に郵送、または持参してください。
提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書兼履歴書</li> <li>・介護支援専門員証の写し</li> <li>・認定調査員新任研修を受講した方は受講したことが分かるもの</li> <li>・受験票用はがき（宛名面に返信先の住所・氏名を記載し、裏面は何も記載しないこと）</li> </ul> <p>※受付後、受験票として本人宛に送付します。</p>
申込先	<p><b>郵送の場合</b> 〒818-0198 太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市 介護保険課 宛 必ず封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。</p> <p><b>持参の場合</b> 開庁時間（平日8:30～17:00）内に介護保険課（1階7番窓口）に持参してください。</p>

#### 5 合格発表及び採用

合格発表	<p>令和8年2月中旬の予定 ※市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方には文書で通知します。お電話等での合否のお問い合わせにはお答えいたしません。</p>
合格者の登録	採用試験の合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登録されます。
採用決定	<p>採用試験では、採用予定人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、<u>必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u> 実際に勤務についていただく方については、任用開始前に担当課から連絡します。</p>
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用者はすべて条件付採用とし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。